

滋賀県国土強靱化地域計画改定（素案）について

1 趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定された。

本県においても、平成 28 年 12 月に「滋賀県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和 2 年度に改定を行った。

基本法の公布・施行から約 10 年が経過した令和 5 年 6 月に基本法が改正され、それに伴い同年 7 月に国基本計画の見直しが行われた。

県地域計画は令和 6 年度が計画の最終年度となることから、国基本計画の見直しを踏まえ、また近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を反映した改定を行う。

2 改定の概要

令和 5 年 7 月の国基本計画の見直しを踏まえ、33 の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価を行った。脆弱性評価の結果、リスクへの対応方針として 65 の施策項目を設定した。

また、施策項目の進捗状況の確認のため重要業績指標（K P I）を設定し、国の関係予算獲得に向け、必要な事業の一覧を記載する。（重要業績指標（K P I）および事業一覧については更新中のため、原案において添付する。）

3 経過

令和 6 年（2024 年）

5 月 15 日、21 日	常任委員会、特別委員会へ計画改定について報告
7 月 9 日	特別委員会へ計画改定の方向性および骨子案を報告

4 今後の予定

令和 6 年（2024 年）

10 月	特別委員会へ素案を報告
12 月	特別委員会へ原案を報告
	県民政策コメント実施

令和 7 年（2025 年）

3 月	特別委員会へ県民政策コメント結果を報告
	次期計画策定